

坂監報告 28 第 3 号

平成 28 年 8 月 19 日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 前 川 昌 也

健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により，平成 28 年 8 月 2 日付けで審査に付された平成 27 年度決算により算定した健全化判断比率を審査したので，その結果について次のとおり意見を提出する。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成27年度決算により算定した健全化判断比率

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

2 審査の期間

平成28年8月2日から同年8月17日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎資料」という。）が適正に作成されているか確認し、また担当課より説明を求めて審査を実施した。

第2 審査の結果

1 健全化判断比率の総括

審査に付された健全化判断比率並びに算定基礎資料は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された健全化判断比率は以下のとおりである。

健全化判断比率	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.89%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	17.89%	30.00%
③ 実質公債費比率	12.6%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	97.5%	350.0%	

（注）実質赤字額または連結実質赤字額が発生していない場合は「—」を記載している。

2 健全化判断比率の個別事項

①実質赤字比率

算定式

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\Delta 844,545 \text{ 千円}}{13,617,308 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 6.20\%$$

(注) 実質赤字比率の△(負の値)表示は、実質黒字である財政状況を示す。

実質赤字比率は早期健全化判断基準値の12.89%を下回っている。

②連結実質赤字比率

算定式

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\Delta 6,061,801 \text{ 千円}}{13,617,308 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 44.51\%$$

(注) 連結実質赤字比率の△(負の値)表示は、連結実質黒字である財政状況を示す。

連結実質赤字比率は早期健全化判断基準値の17.89%を下回っている。

③実質公債費比率

単年度の算定式

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

平成27年度実質公債費比率(単年度)

$$\frac{(2,294,523+682,322)-(10,452+1,442,699) \text{ 千円}}{13,617,308-1,442,699 \text{ 千円}} \times 100 = 12.51534\%$$

実質公債費比率＝ (3カ年平均)	平成25年度	12.53426%	} 12.6%
	平成26年度	12.82329%	
	平成27年度	12.51534%	

実質公債費比率は12.6%で、早期健全化判断基準値の25.0%を下回っている。

④将来負担比率

算定式

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$\frac{35,533,910 - (5,246,102 + 21,248 + 18,384,679) \text{ 千円}}{13,617,308 - 1,442,699 \text{ 千円}} \times 100 = 97.5\%$$

将来負担比率は97.5%で、早期健全化判断基準値の350.0%を下回っている。

3 意見

平成27年度決算により算定した健全化判断比率は適正であり特に問題はない。
今後も適正な財政運営を期待するものである。